

◇これは園と契約を結ばれるに当たって、保護者の方へ当該園の重要情報をお示しするものです。 修正版①

◎施設の目的及び運営の方針と施設の各種情報

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 延真会
事業者の所在地	新潟県加茂市大字前須田31番地2
事業者の連絡先	0256-52-8863
代表者氏名	理事長 井上 修吾

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園														
名称	幼保連携型認定こども園 須田保育園														
所在地	新潟県加茂市大字前須田31番地2														
連絡先	Tel 0256-52-8863 Fax 0256-52-8893														
施設長氏名	石山 真宗														
開設年月日	昭和41年4月1日(保育所認可)、平成29年4月1日(こども園認可)														
利用定員	年齢区分	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	1号	—	人	—	人	2 <sup>2</sup> (満3歳児)	人	2	人	3	人	3	人	10	人
	2号・3号	8	人	10	人	12	人	14	人	13	人	13	人	70	人
	合計	8	人	10	人	12	人	16	人	16	人	16	人	80	人
当園の基本理念・方針	<p>当園の運営方針は、「かけがえのない一人一人の子どもに報恩の誠を尽くし、保護者・地域から愛される施設を目指す。」という当園の保育・教育理念を基本に据え、以下の各項目の通りとする。</p> <p>(1)「健康で明るい子ども」の育成を目指す。児童自ら心身の健康を保ち、健全な生活を生涯に亘って送るための基礎的習慣・知識の涵養を図る。</p> <p>(2)「創作する子ども」の育成を目指す。子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に活動に関われる環境のもと、自己の個性実現の図ることの出来る保育、教育を行う。</p> <p>(3)「仲良く遊ぶ子ども」の育成を目指す中で、児童が集団との親和性を高めるのみならず、他者との対立を超越することを身に付け、将来の社会生活への円滑な参加が図れるようにする。</p> <p>(4)「一人だけできるこども」の育成を目指す。児童が基本的生活習慣の自立を図れるよう保護者・施設ともに一体的に取り組む。</p> <p>(5)「一人の子どもを職員みんなで見る」という須田保育園園認可設立以来の理念を第一義とし、全ての職員が児童一人一人の個性を配慮しつつ適切に見守り、職員各位が児童の教育・保育活動に関して連絡を密にする。</p> <p>(6)地域における教育・保育活動を有意義に実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図り、連携を密にしつつ、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。</p> <p>(7)新潟県・加茂市の関係条例及び、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、施設の運営を適正に行うものとする。 以上園則より</p>														

## (3) 施設立地の概要

敷地	敷地全体	1487.68㎡
	園庭	918.37㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨2階建て
	延べ床面積	999.11㎡

## (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ももA、B組:0, 1歳児クラス
ほふく室	2 室	ももA、B組:0, 1歳児クラス
調乳室	1 室	ももA、B組:0, 1歳児クラス
沐浴室	1 室	ももA、B組:0, 1歳児クラス
保育室	4 室	ももC組:2歳児クラス、きいろ組:3歳児クラス、みどり組:4歳児クラス、あお組:5歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
医務室	1 室	
トイレ	5 室	1階×3、2階×2
事務室	1 室	
その他	18 室	玄関、倉庫、階段、ステージ、休養室等

## (5) 職員体制

平成29年4月1日現在

◎常勤とは1日6時間以上勤務の者です。

職種	員数	常勤	非常勤	
園長	1 人	1 人	人	
教頭	1 人	1 人	人	
主幹保育教諭	2 人	2 人	人	
保育教諭	13 人	7 人	6 人	
准看護師	1 人	人	1 人	
助手	3 人	人	3 人	
調理員	2 人	2 人	人	
園バス運転手	1 人	人	1 人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	

(6)利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日	
保育時間	教育標準時間	午前9時～午後3時(6時間)
預かり保育	保育時間	朝:7時～8時、夕:16時～17時 土曜:7時～19時
休業日	日曜日・土曜日・祝日(特に行事等のある日は除く)	
	年末・年始(12月29日～1月3日)、夏季(8月13日～15日) 年度末・年度始め(3月26日～4月3日)※特に行事等のある日は除く	

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時29分(11時間)
	保育短時間	8時～16時(8時間)
延長保育	保育標準時間	朝:7時00分～7時29分 夕:18時30分～19時00分
	保育短時間	朝7時00分～7時59分 夕:16時01分～19時00分
休業日	日曜日・祝日(特に行事等のある日は除く)	
	年末・年始(12月29日～1月3日)※特に行事等のある日は除く	

(7)利用料等

利用者負担(月額利用料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(利用料)			
実費徴収	通園バス利用費	1世帯あたり一月(利用する場合)	1,000円	
教育・保育用品費	年度、年齢により変動			
その他	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	土曜日6時間利用分	400円	
		標準教育時間外1時間あたり	100円	
	2,3号認定子どもの延長保育に係る費用	短時間認定	7:00～8:00、16:00～19:00・1時間あたり	100円
		標準時間認定	7:00～7:29、18:31～19:00・朝・夕1回	100円
	※上記預かり保育時間帯、延長保育時間帯で10分以上の利用があった場合に保育費用が発生する。			
留意事項	1号認定子どもの利用者負担額(月額保育料)は保護者の所得に応じて決まるため、次の補助金は交付されません。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・私立幼稚園就園児補助金			

## (8)利用料支払方法

利用料	支払方法	原則JA南蒲須田支店への口座振替
	振替期日	4月は25日、それ以外は10日 ただし金融機関休業日は翌営業日 ※4月は利用者負担額が月初めに決定していないため25日
その他の徴収	行事等の参加費	各自配布の徴収袋にて徴収
	延長保育等利用料	
	任意購入の絵本代	

※正当な事由なく特定保育・教育に係る利用者負担額を3ヶ月以上滞納した場合退園となります。(園則14条より)

## (9)提供する特定教育・保育の内容

こども子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。		
給食の提供について	献立	加茂市福祉事務所の栄養士並びに加茂市全保育園協議の上決定した市内共通献立。(各園行事の時は除く)
	0～2歳児	完全給食を実施、特に離乳食は初期から完了期の4種類
	3歳以上児	一部行事日を除き主食無しの給食を提供。主食のお弁当を持たせてください。
	食物アレルギー児童への対応	医師の診断書のある場合に加茂市福祉事務所栄養士から除去食の献立作成を受け、除去食を提供。ただしアレルギー食材が多岐に及ぶ場合、既存調理設備で対応出来ない場合など、給食を提供出来ないことがあります。

## (10)年間行事予定〔H29年度〕

4月	入園式・父母の会総会、子ども花まつり、雪椿パレード参加(緑、青)
5月	親子旅行、いも植え付け、内科健診、歯科検診
6月	ミニ遠足
7月	お楽しみ会、オープンスクール月間、プール遊び
8月	プール遊び、子どもお盆会
9月	親子運動会、彼岸会
10月	幼児音体フェスティバル(黄、緑、青)、秋遠足、いも掘り
11月	作品展・バザー、内科健診、歯科検診、焼きいも会
12月	こども報恩講・発表会、お餅つき
1月	新年集会
2月	豆まき、音楽発表会(桃C、黄、緑、青)、全日本幼児教育連盟60周年記念式出場(川越市、緑、青)
3月	お別れ会、給食試食会(青)、彼岸会、新入園児説明会、卒園式

\*毎月定例で行う行事～防災訓練、身体計測、衛生検査、お誕生会、運動教室

(11)利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	1号認定子ども	1号子どもについて、定員を超える入園申込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定し、保護者、市町村へ以下の手続きをとるものとする。 (1)兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。(2)加茂市立須田小学校区に居住する者の場合は、前号の次に優先して入園させる。(3)加茂市内に居住する者の場合は、前号の次に優先して入園させる。(4)その他の者は抽選等により選考し、入園させる。以上「園則」第12条第2項より
	2号、3号認定子ども	市町村が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による	
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒園するとき、他は園則に定める以下の事項に当たるとき</li> <li>(1)保護者から退園届が提出されたとき (2)2号認定子どもまたは3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき (3)正当な事由なく特定保育・教育に係る利用者負担額を3ヶ月以上滞納したとき (4)その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき ~園則第14条第2項より</li> </ul>	
留意事項	<p>詳しくは入園式に全保護者に配布した「入園にあたりご家庭の皆様へ」をご覧ください。以下特に留意していただきたい点をお示します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登園は9時00分までをお願いします。また8時以前の登園は予めご連絡ください、職員人員配置の都合のためご協力ください。</li> <li>・インフルエンザ、感染性胃腸炎など特に感染力の強い病気をお子さんと一緒に住んでおられるご家族が罹患された場合も出来るだけ園にお知らせください。</li> <li>・毎日通園カバンの中身をご確認ください。園からの連絡事項のあることがございます。</li> <li>・熱が37度5分以上ある場合は登園をお控えください。なお学校医の指導により38度を超えた場合はお迎えのお願いの連絡をします。</li> <li>・欠席の連絡は午前9時までをお願いします。</li> </ul>	

(12)学校医・学校歯科医

【学校医】

医療機関の名称	いからし小児科アレルギークリニック
医院長名	五十嵐 隆夫
所在地	加茂市幸町2丁目9番23号
電話番号	問い合わせ・0256-53-2250 予約・0256-53-5199

【学校歯科医】

医療機関の名称	米山歯科医院
医院長名	米山 博義
所在地	加茂市旭町13-25
電話番号	0256-53-4184

(13)緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変、事故等があった場合、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関、公的機関等への連絡を行うといった必要な措置を講じます。</p> <p>◎加茂警察署:加茂市陣ヶ峰6-26 ☎0256-52-0110</p> <p>◎加茂地域消防本部:加茂市千刈2-8-1 ☎0256-52-1770</p>
--

## (14)非常災害、防犯対策対策

防火管理者	石山 裕子
消防計画届出年月日	平成28年4月15日(前年度)、今年度も近々提出予定
避難訓練	月1回以上実施予定、火災、地震、水害、不審者対応各訓練実施予定
防災、防犯設備	消火器、誘導灯、火災報知器、緊急地震速報警報装置、新潟県警通報システム、防犯カメラ
避難場所	原則須田保育園
緊急時の連絡手段	基本的には電話、電話不通の際はお家の方がお迎えに来るまでお子さんを園でお預かりします。
留意事項	園には園児全員分の水、非常食が十分備蓄してあります。園舎も耐震基準を満たしたRC構造(鉄筋コンクリート造)です。非常災害時にはお家の方が身の危険を冒してお迎えに来て、二次災害に巻き込まれては元も子もありません。お家の方の安全を確保してお迎えにきてください。

## (15)相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	石山 裕子	[職名] 教頭
相談・苦情解決責任者	石山 真宗	[職名] 園長
第三者委員	石崎 茂	[役職] 公民館須田分館長
		☎ 0256-53-1811
	樋口 恒志	[役職] 元後須田第2区長
		☎ 0256-53-1982

## 【要望・苦情等への対応方法】

<p>「社会福祉法人延真会 認定こども園須田保育園 苦情解決に関する規程」に則り以下のように行う。</p> <p>①相談・苦情受付担当者 もしくは第三者委員が直接受付 ②苦情受付担当者は苦情受付シートを作成</p> <p>③相談・苦情解決責任者が第三者委員立ち会いの下解決に向けた話し合いを関係者と討議する。</p> <p>④相談、苦情をあげた方に解決策をお伝えする。 ⑤原則として苦情・相談の結果改善した点は公表する。</p> <p>※相談、苦情をあげた人が、解決に向け、相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者本人の介在を望まない場合は、第三者委員が②～⑤のプロセスを行い、園に是正勧告することが出来る。</p>
---

## (16)賠償責任保険の加入状況(平成28年度。なお29年度もほぼ同内容で加入する予定です)

保育園総合保険制度 (引受保険会社:損害 保険ジャパン日本興 亜株式会社)	内容等	保育園児等傷害保険
	金額	対人賠償(1件・7億円、1人・1億円)
日本スポーツ振興セ ンター共済掛金	内容等	災害共済給付掛金
	金額	園管理下の災害死亡見舞金2,800万円、5,000円以上かかった園管理下での負傷、疾病にかかった医療費の10分の4等

(17)個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。なお「個人情報使用同意書」の写しを以下に載せます。

**個人情報使用同意書**

貴園への入園に当たり、私及び子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間での情報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他きょうだい等が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

幼保連携型認定こども園 須田保育園 園長 宛

平成 年 月 日

保護者住所 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

◇当園ではクラスだよりをホームページ、屋外掲示板等で公開しております。そのため、お誕生のお知らせでお子さんの名前（ひらがな）、集合写真や活動中の写真が載ることがあります。お名前や顔が写った写真が載ることによって不都合があると感じられる方は、ご遠慮なく下の□にチェックを入れてください。不自然にならないようにクラスだよりを作成します。またこのチェックの有無の秘密は、関係する職員間のみ守秘義務として固く守ります。

チェックはこちら → （顔が特定できる写真・顔が特定できない姿のみの写真・名前）～載せてもらいたくない項目全てに○をつけてください。

以上